

6. 都市機能増進施設（誘導施設）の設定

誘導施設は、人口減少・高齢化が今後とも継続する中において、医療・福祉・商業・子育て支援の各施設など、都市の居住者の共同の福祉や利便のために必要なもので、長期的な方針の中で保有すべき機能として、都市機能誘導区域への誘導を促進する施設です。

本計画で位置付ける「高次・広域拠点」、「生活拠点（地域間連携型・増進型・維持型）」それぞれの性質に合わせ、各拠点ごとに確実に立地されるべき施設として、誘導施設を設定します。

6.1 誘導施設の候補となる施設の整理

秋田市立地適正化計画への位置付けが考えられる候補施設は以下のとおりです。

表 6-1 誘導施設の候補施設一覧（1/2）

誘導施設候補		定義
行政機能	市役所、県庁	➢地方自治法第4条第1項に規定する施設
	市民サービスセンター (駅東サービスセンターを含む)	➢地方自治法第155条第1項に規定する施設 ➢秋田市民交流プラザ条例第2条に規定する駅東サービスセンター
	地域センター、 コミュニティセンター	➢秋田市地域センター規則に基づく施設 ➢秋田市コミュニティセンター条例に基づく施設
介護・福祉機能	介護等相談施設 (地域包括支援センター、在宅介護支援センター)	➢介護保険法第115条の46第1項に規定する施設 ➢老人福祉法第5条の3に規定する老人介護支援センター
	通所介護施設（通所系高齢者福祉施設）	➢老人福祉法第5条の2第3項に規定する事業を行う施設
	訪問介護施設	➢介護保険法第8条第2項に規定する事業を行う施設
	入所介護施設 (介護老人保健施設、グループホーム、老人短期入所施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム)	➢介護保険法第8条第28項に規定する事業を行う施設 ➢介護保険法第8条第20項に規定する事業を行う施設 ➢老人福祉法第5条の3に規定する老人短期入所施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム ➢老人福祉法第29条第1項に規定する施設
	多機能型施設	➢老人福祉法第5条の2第5項に規定する事業を行う施設
子育て機能	妊娠・出産・育児相談施設	➢母子保健法第22条第2項に規定する施設
	子育て相談・交流施設 (子ども未来センター、子育て交流ひろば)	➢秋田市民交流プラザ条例第2条に規定する子ども未来センター ➢秋田市民サービスセンター条例第4条に規定する子育て交流ひろば
	特定教育・保育施設等 (保育所、認定こども園、幼稚園)	➢児童福祉法第39条第1項に規定する施設 ➢就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する施設 ➢学校教育法第1条に規定する幼稚園
	地域型保育事業 (小規模保育事業、事業所内保育事業)	➢児童福祉法第6条の3第10項に規定する事業を行う施設 ➢児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業を行う施設
	児童厚生施設 (児童館、児童センター、児童室)	➢児童福祉法第40条に規定する施設
	放課後児童クラブ	➢児童福祉法第6条の3第2項に規定する事業を行う施設
商業機能	店舗面積 10,000 m ² 以上の小売商業施設	➢店舗面積 10,000 m ² 以上の小売商業施設
	スーパー、ドラッグストア	➢大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積 1,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満の小売商業施設で、生鮮食料品を取扱うもの
	コンビニエンスストア	➢食品や日用雑貨など多数の品目を扱う小規模な小売商業施設

表 6-2 誘導施設の候補施設一覧 (2/2)

誘導施設候補		定義
医療機能	病院	➢医療法第1条の5第1項に規定する施設
	医科診療所	➢医療法第1条の5第2項に規定する施設で歯科診療所を除く
	調剤薬局	➢医療法第1条の2第2項に規定する調剤を実施する薬局
金融機能	銀行、信用金庫、JAバンク、郵便局	➢銀行法第2条に規定する施設 ➢信用金庫法に基づく信用金庫 ➢農水産業協同組合貯金保険法第2条第4項第1号に規定する事業を行う施設 ➢日本郵便株式会社法第2条第4項に規定する施設
教育・文化機能	小学校	➢学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学および高等専門学校
	中学校	
	高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校	
	専修学校、各種学校	➢学校教育法第124条に規定する施設 ➢学校教育法第134条に規定する各種学校
	図書館	➢図書館法第2条第1項に規定する施設
	博物館・美術館等	➢博物館法第2条第1項に規定する博物館および美術館 ➢博物館法第29条に規定する博物館相当施設 ➢秋田市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例第2条に規定する文化施設
	文化ホール等	➢ホール機能を有する文化施設
	市民交流施設	➢市民活動の拠点および交流機能を有する施設

表 6-3 《参考》誘導施設の設定に係る基本的な考え方

	中心拠点	地域/生活拠点
行政機能	中枢的な行政機能 例. 本庁舎	日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例. 支所、福祉事務所など各地域事務所
介護・福祉機能	市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 総合福祉センター	高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン 等
子育て機能	市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 子育て総合支援センター	子供を持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例. 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館 等
商業機能	時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例. 相当規模の商業集積	日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例. 食品スーパー
医療機能	総合的な医療サービス（二次医療）を受けることができる機能 例. 病院	日常的な診療を受けることができる機能 例. 診療所
金融機能	決済や融資などの金融機能を提供する機能 例. 銀行、信用金庫	日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例. 郵便局
教育・文化機能	市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例. 文化ホール、中央図書館	地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例. 図書館支所、社会教育センター

出典：立地適正化計画作成の手引き（平成29年4月10日改訂、国土交通省）

6.2 誘導施設の設定

6.2.1 誘導施設の候補施設の利用圏域（サービス対象エリア）の整理

誘導施設の候補施設は、その目的や役割によって、対象とする利用圏域（サービス対象エリア）が異なります。

立地適正化計画に位置付ける誘導施設は、目指すべき将来都市構造の構築に向け、各施設の利用圏や立地状況等を踏まえ、「高次・広域拠点」および「生活拠点（地域間連携型・増進型・維持型）」それぞれに位置付けます。

誘導施設の候補施設のうち、「広域圏」および「地域生活圏」を対象とする施設は、各地域の拠点地域内に立地することで、住民にとってより利用しやすい環境が創出されます。

そのため、誘導施設は、高次・広域拠点に「広域圏」および「地域生活圏」を対象とする施設を、生活拠点に「地域生活圏」を対象とする施設をそれぞれ位置付けることを基本とします。

《候補施設ごとの利用圏域（サービス対象エリア）区分の考え方》

広域圏：本市周辺の市町村や、市内全域を対象

地域生活圏：本市の都市形成の変遷から分けられる7地域を対象（中央、東部、西部、南部、北部、河辺、雄和の7地域）

日常生活圏：中学校区や小学校区等の日常生活圏を対象

表 6-4 誘導施設の候補施設の利用圏域（1/2）

誘導施設候補		広域圏	地域生活圏	日常生活圏
行政機能	市役所、県庁	○	—	—
	市民サービスセンター （駅東サービスセンターを含む）	—	○	—
	地域センター、 コミュニティセンター	—	—	○
介護・福祉機能	介護等相談施設 （地域包括支援センター、在宅介護支援センター）	—	—	○
	通所介護施設（通所系高齢者福祉施設）	—	—	○
	訪問介護施設	—	—	○
	入所介護施設 （介護老人保健施設、グループホーム、老人短期入所施設、 軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、 有料老人ホーム）	—	—	○
	多機能型施設	—	—	○

表 6-5 誘導施設の候補施設の利用圏域 (2/2)

誘導施設候補		広域圏	地域生活圏	日常生活圏
子育て機能	妊娠・出産・育児相談施設	○	—	—
	子育て相談・交流施設 (子ども未来センター、子育て交流ひろば)	—	○	—
	特定教育・保育施設等 (保育所、認定こども園、幼稚園)	—	○	—
	地域型保育事業 (小規模保育事業、事業所内保育事業)	—	○	—
	児童厚生施設 (児童館、児童センター、児童室)	—	—	○
	放課後児童クラブ	—	—	○
商業機能	店舗面積 10,000 m ² 以上の小売商業施設	○	—	—
	スーパー、ドラッグストア	—	○	—
	コンビニエンスストア	—	—	○
医療機能	病院	○	—	—
	医科診療所	—	○	—
	調剤薬局	医療機関と併せて立地		—
金融機能	銀行、信用金庫、JAバンク、郵便局	—	○	—
教育・文化機能	小学校	—	—	○
	中学校	—	—	○
	高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、 高等専門学校	○	—	—
	専修学校、各種学校	○	—	—
	図書館	○	○	—
	博物館・美術館等	○	—	—
	文化ホール等	○	—	—
市民交流施設	○	○	—	

6.2.2 誘導施設の候補施設の立地状況

誘導施設の候補施設の立地状況を確認すると、広域圏を対象とする施設は、高次・広域拠点をもつ中央地域に集中して立地しています。

地域生活圏を対象とする施設は、各地域の拠点である都市機能誘導区域やその周辺の居住誘導区域内に立地しています。

日常生活圏を対象とする施設は、その利用圏に合わせて広く施設が分布しています。

中央・東部・西部・南部・北部の5地域と河辺・雄和の2地域で施設立地数の差はあるものの、各地域の都市機能誘導区域や居住誘導区域内に、基本的な都市機能は備わっていると確認できます。

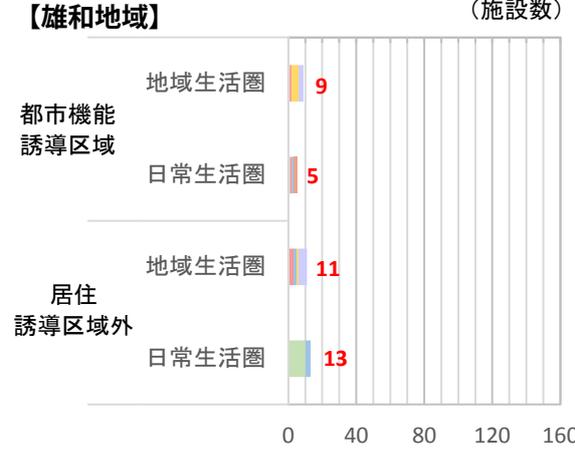
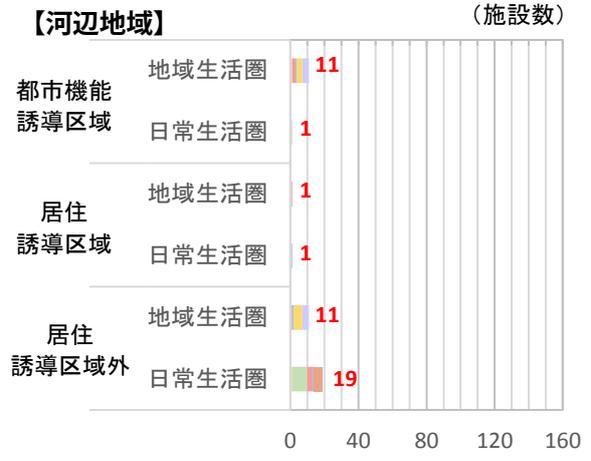
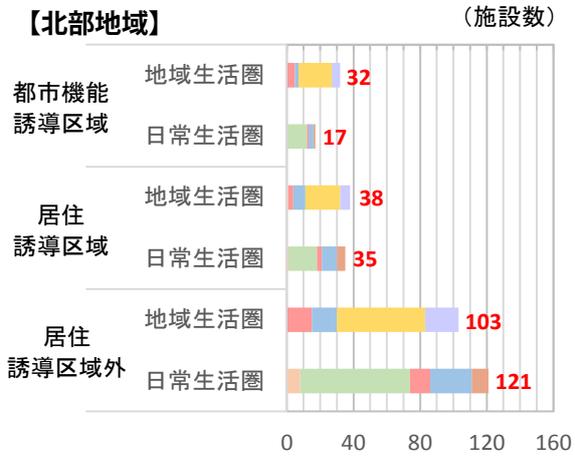
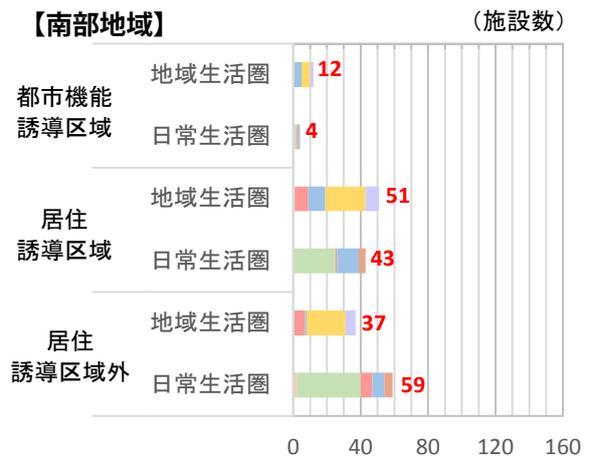
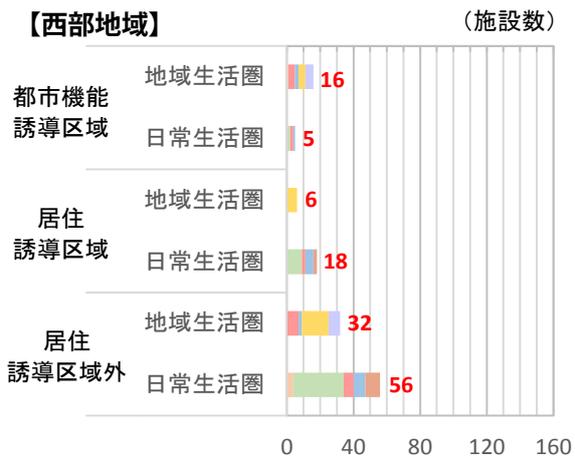
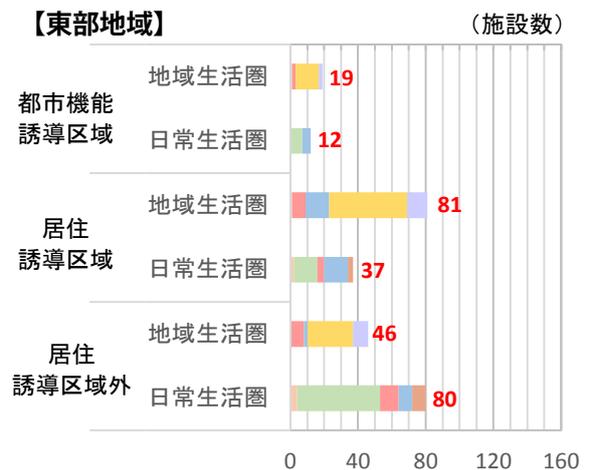
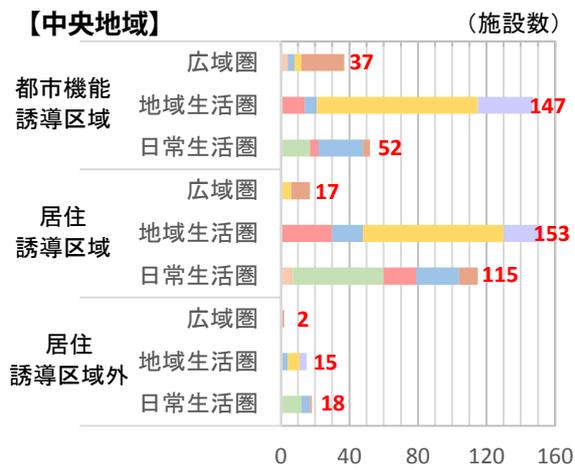


図 6-1 地域別誘導施設の候補施設の立地状況

6. 都市機能増進施設
(誘導施設) の設定

6.2.3 誘導施設設定の基本的な考え方

誘導施設の候補施設の利用圏や立地状況を踏まえ、立地適正化計画に位置付ける誘導施設設定の基本的な考え方を以下のとおり設定します。

(1) 各機能共通

各地域の都市機能誘導区域または居住誘導区域内に施設が立地しているものについては、今後の動向を継続的に把握していくこととし、計画の運用を行う中で、必要に応じ、誘導施設への位置付けを検討します。

(2) 行政機能

市役所や県庁、市民サービスセンター等の行政機能については、当面、現位置からの移転等は予定されていないことから、誘導施設に位置付けないこととします。

(3) 介護・福祉機能

地域包括支援センター等の介護等相談施設は、おおむね中学校区を範囲とした18の日常生活圏ごとに施設を配置し、当面は現有施設での運用を予定しています。

また、介護・福祉機能の対象施設となる高齢者福祉施設等は、各地域に分散して配置されております。

しかし、今後も高齢者人口は増加し、サービス利用量も増加していくと見込まれることから、居住地に近接して立地することで利用がしやすくなる通所介護施設については、全ての拠点で誘導施設に位置付けます。

(4) 子育て機能

保育施設等については、1・2歳の子どもを対象とした施設が当面不足する見込みであるものの、既存施設の定員数を調整して対応する方針としています。（第2次秋田市子ども・子育て未来プラン（平成27年3月））

現状の施設立地状況では、全域に保育所等が立地しており、今後の少子化に伴う需給バランスの変化によって、既存施設の撤退等のリスクが懸念されます。そのため、「特定教育・保育施設等」や「地域型保育事業」を対象とし、全ての拠点で誘導施設に位置付けます。

また、小学校に近接して立地している「児童厚生施設」や「放課後児童クラブ」は、小学校が適正配置に係る移転や統廃合等の方針を検討することとしているため、小学校と同様に、当該施設の立地動向を把握します。

(5) 商業機能

商業機能は、各拠点のにぎわい創出や身近な買い物の場として必要な施設です。

一方で、1,000 m²以上の大規模小売店舗については、その立地によって、周辺的生活環境や開発圧力に影響を及ぼす可能性があります。

そのため、「店舗面積 10,000 m²以上の小売商業施設」を中央・南部の各拠点で、「店舗面積 1,000 m²以上の生鮮食料品を扱うスーパー・ドラッグストア」を全ての拠点で誘導施設に位置付けます。

また、コンビニエンスストアは、身近な買い物の場となっているほか、2018年（平成30年）10月より住民票など各種証明書の交付を予定していることから、当該施設の立地動向を把握します。

(6) 医療機能

医療施設は、秋田市を含む秋田周辺医療圏（二次医療圏）が病床過剰圏域となっているため、病院および有床診療所は誘導施設に位置付けないこととします。

しかし、日常生活における身近な医療機能を担う医科診療所は、今後の人口減少に伴う需給バランスの変化によって、既存施設の撤退等のリスクが懸念されます。そのため、「無床診療所」を対象とし、全拠点で誘導施設に位置付けます。

(7) 金融機能

銀行等の金融機関は、地域生活圏を対象とした施設ですが、ATM やコンビニエンスストア等が一部代替機能を担っており、銀行等・郵便局・コンビニエンスストアを合わせると、市街化区域内に広く立地していることから、誘導施設に位置付けないこととします。

(8) 教育・文化機能

小・中学校は、適正配置に係る検討結果を踏まえ、移転や統廃合等の方針を検討するため、誘導施設には位置付けず、当該施設の立地動向を把握します。

第2期秋田市中心市街地活性化基本計画（平成29年4月）において、「県・市連携文化施設整備事業」、「（仮称）芸術文化交流施設整備事業」や「芸術文化に係る各種ソフト施策」など、芸術文化ゾーンの形成による新たなまちの魅力・価値の創造に向けた展開が進められています。

さらに、中心市街地と千秋公園（久保田城御隅櫓や佐竹史料館等）とを連携し、新たな市民文化を育む、多世代が交流するにぎわい拠点の形成を進めていく必要があります。

そのため、「博物館・美術館および博物館相当施設」、「ホール機能を有する文化施設」や「市民活動の拠点および交流機能を有する施設」を対象とし、中央地域の高次・広域拠点および生活拠点（地域間連携型・増進型）で誘導施設に位置付けます。

6.2.4 拠点別誘導施設の設定

各地域の都市機能誘導区域や居住誘導区域内に、基本的な都市機能は備わっていることを踏まえ、誘導施設設定の基本的な考え方にに基づき、各拠点に位置付ける誘導施設を以下のとおり設定します。（誘導施設は下表で○印の表記がある施設で、該当する施設については都市機能誘導区域外で建築や開発する際に、市に届出が必要になります。）

なお、本計画では「誘導施設」以外に、今後の各行政分野の施策展開等によって変化がもたらされる可能性がある施設を「動向把握施設」とし、施設の立地状況等を把握しながら、必要に応じて「誘導施設」への位置付けを検討します。

表 6-6 拠点別誘導施設一覧

		高次・広域拠点 (中央地域)	生活拠点		
			地域間連携型 (南部地域)	増進型 (東部・西部・北部地域)	維持型 (河辺・雄和地域)
行政機能	市役所、県庁	—	—	—	—
	市民サービスセンター (駅東サービスセンターを含む)	—	—	—	—
	地域センター、コミュニティセンター	—	—	—	—
介護・福祉機能	介護等相談施設 (地域包括支援センター、在宅介護支援センター)	—	—	—	—
	通所介護施設(通所系高齢者福祉施設)	○	○	○	○
	訪問介護施設	△	△	△	△
	入所介護施設 (介護老人保健施設、グループホーム、老人短期入所施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム)	—	—	—	—
	多機能型施設	—	—	—	—
子育て機能	妊娠・出産・育児相談施設	△	—	—	—
	子育て相談・交流施設 (子ども未来センター、子育て交流ひろば)	△	△	△	△
	特定教育・保育施設等 (保育所、認定こども園、幼稚園)	○	○	○	○
	地域型保育事業 (小規模保育事業、事業所内保育事業)	○	○	○	○
	児童厚生施設 (児童館、児童センター、児童室)	△	△	△	△
	放課後児童クラブ	△	△	△	△
商業機能	店舗面積 10,000 m ² 以上の小売商業施設	○	○	—	—
	スーパー、ドラッグストア	○	○	○	○
	コンビニエンスストア	△	△	△	△
医療機能	病院	—	—	—	—
	医科診療所(※入院させるための施設を有するものを除く)	○	○	○	○
	調剤薬局	△	△	△	△
金融機能	銀行、信用金庫、JAバンク、郵便局	—	—	—	—
教育・文化機能	小学校	△	△	△	△
	中学校	△	△	△	△
	高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校	△	△	△	—
	専修学校、各種学校	△	—	△	—
	図書館	△	—	△	△
	博物館・美術館等	○	—	—	—
	文化ホール等	○	—	△	—
	市民交流施設	○	○	○	—

○ (誘導施設) : 誘導施設として位置付け、緩やかに誘導を促進する施設

△ (動向把握施設) : 誘導施設としては位置付けず、施設立地の動向把握をしていく施設